

池皇極、卷に蘇我、大臣の畝傍家此、畝字を、釋紀にも今本にも敏に誤て、ト續紀に文武天皇四年八月に、此、山の樹木の故なくして、枯たりしことも見ゆ、万葉一十一には、雲根火耳梨香山と三山の妻競の近江宮、天皇、大御歌又三十藤原宮、御井、歌に畝火乃、此美豆山者、日緯能、大御門爾彌豆山跡、山佐備伊座、二三十に、輕市爾、吾立聞者、玉手次、畝火乃山爾、鳴鳥之、音母不所聞、四三十に、天翔哉、輕路從、玉田次、畝火乎見管などよめり、書紀、此、御卷に、畝傍山此云宇禰摩夜摩とあり、神名帳大和國高市郡畝火山、口坐神社大月新あり、さて今北山の東南の麓に、畦樋村と云あるなり、今土人は、樋然れども古書には備字などを用いて、皆濁音なり、

〔和州巡覽記〕畝傍山 今井八木の南道の四五町西にあり、里人は持明寺山と云、山の巽にうねび村、檀原村あり、神武帝の檀原の都地此邊なり、一説、山の東大久保と云所、檀原の都のあととなりといへり、日本紀に、神武天皇長髓彦をうち、天下を定め給ひ、畝傍山の東南檀原の地、國のものなかなる故、都を作り給ふと見えたり、神武の陵はうねび山の長に在今はわづかに残れり、田の中に有里人は神武田と云、大久保村、四條村の邊なり、又うねび山の西の麓に、神武天皇の御社有、又安寧天皇の陵は、うねび山の南に有由、日本紀に見えたり、帝王編年には、片鹽の浮穴の宮、畝傍山の北に在、又曰、今の四條村の北、皇居の跡也、安寧天皇の都也、乾の方に島田の陵有、是綏靖天皇の御陵也、坤の方に御蔭の陵有、是安寧の御陵也、巽の方に小谷の陵有、是懿德帝の御陵也、凡郡山より此間、大和の國中も、平原の地にて、碁盤の表のごとし。

〔日本書紀神武三〕己未年三月丁卯、下令曰、略中當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以鎮元々、上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇、不亦可乎、觀夫畝傍山此、畝傍山、宇禰摩、東南檀原地者、蓋國之塊區乎、可治之、

〔日本書紀十三〕四十二年正月戊子、天皇崩、略中十一月、新羅弔使等、喪禮既闋而還之、爰新羅人、恒